

富士見市協働事業提案制度審査要領

1 趣旨

この要領は、富士見市協働事業提案制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）第7条（審査等）の規定に基づく審査等に必要な事項を定めるものとする。

2 審査区分

審査は、実施要綱第2条（定義）第1号及び第2号に定める募集区分ごとに行うものとする。

3 審査方法

(1)書類審査及び協議

ア 市長は、実施要綱第3条（提案者の要件）及び第4条（協働事業の要件）に該当しない場合は、プレゼンテーションによる選考を行う前に、理由を付して提案された事業を却下することができる。

イ 協働推進課は、提案内容を確認し、提案者と提案内容に関する担当部署（以下「担当部署」という。）と協議を行う。

ウ 提案者は、担当部署との協議により提案内容を修正する場合には、修正した書類を別に指定する期日までに、市長へ提出しなければならない。

(2)プレゼンテーションによる選考

ア 富士見市市民参加及び協働推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、審査基準に基づき、提案された事業の選考に関する意見を提出する。

イ 富士見市市民参加及び協働推進庁内委員会（以下「庁内委員会」という。）は、推進委員会の選考に関する意見を踏まえ、審査基準に基づき、提案された事業の選考を行う。

ウ 庁内委員会は、選考結果を市長へ報告する。

4 審査基準等

審査基準及び内容は、別表1に定める。

別表1

事業の必要性	公共的な課題の解決や地域の活性化等について、現状を把握し、市民に必要とされている事業であるか。
公益性及び市民サービスの向上	不特定多数の市民の利益と、市民サービスの向上につながる事業であるか。
具体性継続発展性	事業計画が実行可能な方法、スケジュールに基づいて作成された事業であるか。その事業に継続性があり、自主的な活動による発展性があるか。
適正な予算	事業内容に照らして、適正な予算の積算がされているか。
協働の必要性	事業目的達成のための、提案者と市の協働の必要性が明確になっているか。
役割分担	提案者と市との役割分担が明確で、相互の特性を活かしているか。
協働の効果	提案者と市が協働で取り組むことにより、質の高い市民サービスを提供することができ、他の地域や他者へ成果の広がりが期待できるか。
事業実施能力	提案者には、事業実施のために必要な体制等があり、市と効率よく連携を図ることができると認められるか。事業の実施に対する熱意があると認められるか。

5 その他

(1)審査に加われない者

ア 推進委員会委員及び市職員が提案者の団体に所属する場合

イ 推進委員会委員及び市職員が審査に加わることが適当でないと判断される場合